

大学院学生の来所について

分子科学研究所において共同利用研究及び共同利用実験等を行うため来所する大学院学生は、(財)日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」又は同等以上の保険への加入が必須となります。

来所前に提出いただく、『共同利用研究実施に伴う大学院生の派遣について(依頼)』様式の6. 加入している傷害保険の名称 欄に必ず加入の旨記入をするようにしてください。

未記入,未加入の場合は来所ができませんのでご注意ください。